

令和5年4月1日より伐採造林届の添付書類が統一されます

- 地域森林計画内の森林の立木を伐採するときは伐採造林届の提出が必要です。
- 伐採造林届の添付書類については、森林法施行規則の改正に伴い、統一的な運用に見直されました。
- 届出にあたっては、該当するすべての書類を必ず添付するようお願いします。



| 添付対象 | 添付書類 | 具体的な内容 |
|---------------------|-------------|--|
| ① すべての場合 | 森林の位置図・区域図 | 届出対象の森林の位置及び伐採区採区域がわかる図面(縮尺は任意です) |
| ② すべての場合 | 届出者の確認書類 | 個人：氏名・住所がわかる書類(運転免許証など)の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類 ※法人においては書類持参人がわかる書類(社員証)の提示もお願いします。 |
| ③ 他の法令の許可を必要とする場合のみ | 他法令の許認可関係書類 | 届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類(許認可後の場合は許可書の写しなど) |

| 添付対象 | 添付書類 | 具体的な内容 |
|---|-----------------|--|
| ④ すべての場合 | 土地の登記事項証明書等 | 土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類 |
| ⑤ 届出者が土地所有者でない場合 | 伐採の権原関係書類 | 立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類 |
| ⑥ すべての場合 | 隣接森林との境界関係書類 | 伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類 |
| 以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。 A 単木的な伐採などにより境界に隣接しない場合 B 境界杭などにより境界が明らかな場合 C 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することが明らかな場合 | | |
| ⑦ 届出者本人以外(代理人)が提出する場合 | 委任状 | 届出手続きを行なう者が届出者本人でない場合に届出者本人から委任を受けたことがわかる書類(様式は任意) ※代理者もあわせて②相当の本人確認書類の提出をお願いします。 |
| ⑧ 転用目的の場合 | 転用(開発)に関わる事業計画書 | 伐採後において、森林以外の用途に供される場合、その開発者や用途がわかる書類(事業計画書や図面等) |

お問い合わせ先

宇都宮市役所 経済部 農林生産流通課
森林整備・鳥獣対策グループ (本庁舎7F)
TEL 028-632-2477

